

## 資産評価 WG 議事メモ

平成 16 年 7 月 12 日

**( 議事内容 )****( 道路債券・借入金 )**

道路債券・借入金は、債務額が法定されている。時価評価すると債務額と異なる金額で評価することになるが、負債の時価評価について、会計慣行は成立していない。国際会計基準の検討の場で議論が行われているが、結論がまとまるには時間がかかりそうな状況である。

負債の時価評価についての議論の進展具合を考慮すると、今の時点で時価評価を行うのは時期尚早なのではないか。商法上の会社分割の際の整理、他独立行政法人等、現状での取扱いを踏まえつつ、簿価があまりに楽観的な数字でないのならば、簿価で評価することによいのではないか。

なお、時価評価額が債務額よりも大きいということは、評価時の金利よりも高い金利で借入を行っているということを示す。時価評価は、将来の負担を表すことができるため、財務情報の有用性の観点から検討する必要はある。

**( 道路事業損失補てん引当金 )**

道路事業損失補てん引当金は、一般有料道路を無料開放時に、償還準備金が不足しているケースにおいて発生する損失に充てるために計上されている引当金である。

この引当金は、償還準備金と性質が同じものと考えられるので、償還準備金積立方式を採用しないのであれば、同様に採用しないと考えられる。また、法定決算では計上されているが、民間企業並財務諸表では、会計上の引当金の要件を満たさないことから、計上されていない。以上から、「道路事業損失補てん引当金」を計上しないということによいのではないか。

**( 連帯債務 )**

開始時の連帯債務については、その具体案については未定であるが、仮に、法律上、併存的債務引受にあたりと解釈すれば、併存的債務引受の移行独立行政法人での事例を踏まえると、各新会社は自らの負担部分を越える金額については注記を行うことによいのではないか。

**( 資本 )**

資本金の金額は法定されており、民営化前の金額を受け継ぐことになる。資産と負債の差額がすべて資本金とならないのなら、当該差額は資本剰余金となるのではないか。

以 上